

「マイナ保険証」の利用で 「限度額適用認定証」の事前申請が不要です！

マイナ保険証を利用すれば、事前の手続きをしていなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。限度額適用認定証の事前申請は不要となりますので、マイナ保険証をぜひご利用ください。

～『限度額認定証』とは～

医療機関等の窓口でのお支払い（自己負担額）が高額になる場合に、所得に応じた限度額までのお支払いにするために医療機関・薬局に提示する認定証のことです。
※「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」があります。

～『マイナ保険証』とは～

マイナンバーカードを保険証として利用するもので、
利用するには、マイナポータル等で申し込みが必要になります。

詳しくはこちら→



～利用するとどんなメリットがあるの？～

これまでは

医療機関等でのお支払いが高額になる場合、事前に「限度額適用認定証」の交付申請手続きが必要

これからは

マイナ保険証を利用することにより、医療機関等で限度額の情報
が確認できるため、限度額適用認定証の交付申請手続きが不要

～どこの医療機関等が対応しているの？～

対応医療機関には「マイナ
受付」のステッカーが掲示
されています。



対応医療機関は厚生労働
省のホームページで公表
されています。



◆ご利用にあたっての注意事項◆

- * 「マイナ受付」が導入されていない医療機関等では利用できません。
- * 直近 12 ヶ月の入院日数が 90 日を超える市民税非課税世帯の方が、入院時の食事療養費等の減額をさらに受ける場合は、別途申請手続きが必要です。
- * 国民健康保険税に滞納がある場合は医療機関等で認定区分が確認できません。